

令和7年度予算(案)の概要 (省エネルギー住宅促進事業)

1 事業概要

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた福井県の取組みの一環として、国が義務化する住宅の省エネ基準を上回る県の独自基準および既存住宅の省エネ化の普及啓発をし、ライフサイクル（居住時等）のCO2排出量を削減し、健康寿命の延伸を目指す。

また、県内工務店に対する事業者認証等を行い、県内工務店の技術力向上および競争力強化により県内工務店のシェア拡大を図る。

2 事業内容

(1) 県内工務店振興支援、省エネ住宅の普及啓発

- 事業者認証制度設計・運営 ※1
- 事業者向け省エネ住宅マニュアル策定 ※2
- 大工技能者断熱施工講習会開催
- 技能者顕彰制度設計・運営 ※1
- 県民向け独自基準普及啓発のための広報ツール作成
- 県民向け既存住宅省エネ改修事例集作成
- 住宅認証制度設計・運営 ※1

- 住宅の省エネ化の取組みを将来的に持続させるため、民間主体での取組を見据え、”県内事業者の振興支援”と“普及啓発”を一体的に実施

※1 制度運営については令和7年度中開始予定 ※2 策定後、事業者認証制度内の講習会で活用予定

(2) 省エネ改修住宅体感見学会開催 ⇒ 県内全域で夏季（冷房期）、冬季（暖房期）において実施を予定

(3) YouTube、出前講座による情報発信（継続事業）

省エネ住宅に係る設計・施工に関する一定の知識・技能を有する事業者を認証および公表するとともに、県と事業者が連携した広報を行うことにより、独自基準住宅の県民への普及促進を図る。

○事業者認証制度の基本的な枠組み（案） ※パターン②を参考

認証する事業者は、

- ①福井県内に住所を有する個人事業者または福井県内に本店もしくは主たる事務所を有する法人
- ②以下のいずれにも当てはまる者を雇用している事業者
 - ・県が実施する省エネ住宅（独自基準含む）についての講習会を受講した者
 - ・省エネ住宅に関する技術考査を実施し、合格した者

※住宅認証は認証事業者の設計・施工（考査合格者が設計・監理）したものを要件とする

【他県の事業者認証制度例】 ※パターン①、②とも県内事業者のみ

パターン① Y県方式

独自基準住宅の認証 ⇒ 独自基準住宅設計・建設の実績のある事業者を登録

パターン② T県方式

技術考査合格を実施、考査合格者がいる事業者を登録 ⇒ 登録事業者が設計・施工する独自基準住宅を認証

動画(YouTube)やHP、SNS、リーフレットなどにより県民にわかりやすく周知

興味を持ってもらえるような広報媒体 により 理解してもらえるような内容(端的でわかりやすく) で広報



【福井県公式】建築住宅課YouTubeチャンネル



参考:鳥取県広報動画

○ 大工技能者断熱施工講習会

講師の指導のもと「実習モデル」を使用し、床・壁・天井の部位ごとの断熱方法・気密確保等について、施工技術の習得を図るとともに断熱・気密施工にかかわる疑問や不安を解消し、福井県独自の省エネ基準住宅の普及促進を図る

○ 県民向け既存住宅省エネ改修事例集作成

既存住宅の改修を検討している消費者（県民）向けに、省エネ改修工事を実施した既存住宅の事例集を作成し、省エネ改修の工事費や効果などの実例を示すことで、既存住宅の省エネ改修の参考としてもらう。

○ 事業者向け省エネ住宅マニュアルの策定

県独自省エネ基準住宅や省エネ改修の断熱・気密工事の施工のポイント（注意点）等に関するマニュアルを策定することにより適切な性能を確保するとともに、現場監理者・現場技術者の負担を軽減

○ 住宅認証制度 ⇒ 住宅ローンなど財政的支援へ

独自基準に適合した住宅を認証し、認証制度の認知を広めることで消費者（県民）の家選びの目安となるとともに、県内全体の省エネ性能の底上げを図る。

○ 技能者顕彰制度

省エネ住宅の施工（断熱・気密）に関する一定の技能実績を有する技能者を顕彰（マイスター認定）することで、断熱・気密の施工に携わる技能者の誇りと意欲を増進させ、能力と資質の向上を促進を図る。